

恵庭市告示第 29 号

都市計画法（昭和 48 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 18 日

恵 庭 市 長 原 田



- 1 都市計画の種類 用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
3・5・119 西島松通起点の一部区域
- 3 縦覧場所 恵庭市企画振興部まちづくり推進課